

社会福祉
法人 五所川原市社会福祉協議会
ふれあいいきいきサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 ふれあいいきいきサロン事業(以下「サロン」という。)は、日々の生活に寂しさや不安を感じているひとり暮らし高齢者、障がい者、子育て世帯などの方々が、身近な集会所等を利用して気軽に集まり、生きがいつくりや仲間づくりの輪を広げることで、社会的孤立の防止や介護予防を図り、もって地域福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 サロンの実施主体は、原則として、居住している地域を基盤に活動するグループやボランティア団体(以下「実施団体」という。)とし、社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会(以下「本会」という。)がそれを支援する。

(参加者)

第3条 サロンの対象者は、実施団体の活動領域に居住する、「高齢者」「障がい者」「子育て世帯」等とし、参加者には運営に協力するボランティアを含むものとする。

(企画運営)

第4条 実施団体は、参加者がお互いに協力しあい、企画・運営をするものとする。

(開催回数等)

第5条 サロンの開催回数は、月1回程度を目安とする。また、1回の参加人数は、概ね10人以上とし、開催にあたっては、地域の特性等を勘案し実施するものとする。

(活動内容)

第6条 サロンの活動内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 談話会、茶話会などの交流活動
- (2) 地域住民が交流できる仲間づくりや生きがいつくり活動
- (3) 健康づくりに関すること
- (4) 趣味や学習、レクリエーションに関すること
- (5) その他、目的達成のために必要な活動

(開催場所)

第7条 サロンの開催場所は、参加者が歩いて行ける範囲の公共施設や集会所等とする。ただし、借り受ける適当な公共施設がない場合は、民家等を使用することができる。

(助成金額)

第8条 助成金額は、下記の区分のとおりとする。

1年目(開設初年度)	2年目以降
30,000円	前年度の延べ参加人数×100円(上限30,000円)

(助成金申請及び請求)

第9条 助成金の交付を受けようとする実施団体は、助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)、実施計画書(様式第2号)を本会会長に提出するものとする。

(助成の交付決定)

第10条 本会会長は、助成の申請があったときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、実施団体に助成金交付決定通知書(様式第3号)にて通知するとともに、本要綱に示す金額の範囲内において助成金を交付するものとする。

(実施報告書)

第11条 実施団体は、当該年度の末日までに、実施報告書(様式第4号)を本会会長へ提出するものとする。

(運営費の確保)

第12条 実施団体は、開催にあたり、参加者から負担金の徴収、あるいはその他の収入等、自主財源の確保に努めるものとする。

(助成金の返還)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 活動を行わない、または完了する見込みがないとき
- (2) 政治、宗教、営利を目的とした活動を行ったとき
- (3) 助成金を目的以外に使用したとき
- (4) 報告の偽り、不適切な会計処理が認められたとき

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

この要綱は、平成17年4月1日一部改正。

この要綱は、平成23年7月1日より施行する。

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

ふれあいいきいきサロン事業 実施上の留意事項

社会福祉
法人 五所川原市社会福祉協議会

- (1) 必要に応じ、赤い羽根共同募金の配分金を活用した社会福祉協議会からの助成金であることをチラシ等に記載するなどして、住民へ周知を図って下さい。
- (2) 年度末に、「実施報告書」、「領収書またはレシートの原本」の提出をお願いします。また、活動状況のわかる写真があれば添付して下さい。（デジタルカメラで撮影したデータ、使い捨てカメラで撮影した写真等で構いません）
- (3) 事業実施にあたっては個人情報の取扱いに留意し、写真等の撮影に関しては事前の承諾を得て下さい。
- (4) 自動販売機等から商品を購入し、領収書が発行されない場合は、サロン代表者が証明する「支払証明書」を添付して下さい。（下記の例を参考に作成して下さい）

支 払 証 明 書 （ 例 ）
令和〇〇年〇〇月〇〇日
¥ 1, 000円
但し、〇〇月〇〇日、お茶代として（自動販売機より）
〇〇〇〇いきいきサロン 代 表 〇〇 〇〇 印

※手書き、用紙の大きさは問いません。

- (5) 万が一の事故に備え、実施団体において、本事業助成金を活用し、ボランティア行事用保険への加入手続きをして下さい。

※ ボランティア行事用保険（サロン全体に掛ける保険）

保険種類	保険料（1名につき）	最低保険料
Cプラン（日帰りのみ）	1日 28円	560円～

- ボランティア保険の加入手続き、保険事故発生報告等は、社協地域福祉課までお願いします。
- 1枚の申込用紙で、最大5回分のサロン行事にかけることができます。

- (6) サロン開催にあたり、他団体との交流会の実施、必要な物品の貸出、関係機関との連絡調整、事業の広報・周知に関する事、職員の派遣等を行いますので、社協までご相談下さい。